

伊勢原市役所本庁舎内広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市広告事業実施要綱（平成21年伊勢原市告示第134号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市の新たな財源を確保することを目的として、伊勢原市役所本庁舎内部の壁面等へ広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伊勢原市役所本庁舎（以下「施設」という。） 伊勢原市役所本庁舎、レストラン棟及び伊勢原市役所分室をいう。
- (2) 壁面等 施設の壁面、ガラス面、床面、天井、柱、階段その他施設内部の構造物の表面をいう。
- (3) 掲載指定部分 広告掲載において、市が指定する図案を掲載することをいう。

(広告の色彩等)

第3条 広告の色彩、意匠その他のデザインは、要綱第4条第1項各号のいずれにも該当せず、かつ、色彩については、掲載場所周辺との色合いを損わないものとしなければならない。

(広告の掲載方法等)

第4条 広告の掲載方法及び使用する資材等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載方法は、マグネット等で壁面等に貼付する方法とし、及び撤去した時に壁面等の塗装等に剥離を生じさせない方法としなければならない。
- (2) 広告に使用する資材等は、落下等により来庁者及び職員に危害又は危険を及ぼす資材等を使用してはならない。

(広告の掲載場所及び規格)

第5条 広告の掲載場所及び規格は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、広告の掲載日から1年間とする。

(広告掲載料)

第7条 広告を掲載することに係る料金（以下「広告掲載料」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 広告料 広告取扱いに係る料金で、見積合せにより決定した額とする。
- (2) 使用料 広告の設置に伴う行政財産の使用許可に係る料金で、土地使用料については伊勢原市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和53年伊勢原市条例第10号）第4条第2号に基づき算定した額とし、建物使用料については同条第4号に基づき算定した額とする。

2 次条第2項の規定により広告の掲載決定を受けた者は、前項に規定する広告掲載料を市長が指定する期日までに一括前納しなければならない。

(広告掲載の申込手続等)

第8条 広告掲載を希望する者は、伊勢原市役所本庁舎内広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付し、見積書（第2号様式）と併せて

市長に提出しなければならない。

- (1) 広告の図案及び掲載希望位置を示したもの
- (2) 会社又は団体の概要が分かる案内又はパンフレット
- (3) 住民税納税証明書（伊勢原市以外の地方公共団体に住民税を納めているものに限る。）
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、市長が定める申込期限後、速やかに内容を審査し、その結果を伊勢原市役所本庁舎内広告掲載決定通知書（第3号様式）により申込をした者に通知するものとする。

（行政財産の使用許可）

第9条 前条第2項の規定により広告の掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）が広告を掲載するときは、事前に伊勢原市公有財産規則（昭和53年伊勢原市規則第4号）第16条第1項の規定に基づく行政財産の使用許可を受けなければならない。

（広告内容の修正）

第10条 市長は、広告の内容に修正すべき部分を発見したときは、その部分を修正することを広告主に求めることができる。

（費用負担等）

第11条 広告の作成費用、掲載作業にかかる費用及び掲載期間が終了した場合又は掲載の必要がなくなった場合の撤去作業にかかる費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により壁面等の塗装等に剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 市長は、広告主が前条の市長の求めに応じないとき又は前項の義務を履行しないときは、広告を撤去し、又は施設を原状に復し、広告主からその費用を徴収することができる。

4 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告に破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
- (3) 第10条の規定による広告内容の修正の求めに応じないとき。
- (4) 広告主又は広告内容が、法令又は要綱若しくはこの要領等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 行政財産の使用許可を取り消されたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、伊勢原市役所本庁舎内広告掲載取消通知書（第4号様式）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、施設内への広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、掲載された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(請求権の放棄)

第15条 広告主は、広告掲載の決定を取り消された場合において、これにより生じた損害に対する補償を請求することができない。

(広告掲載料の還付)

第16条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告を掲載することができなくなったときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成28年1月14日告示第4号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年9月5日告示第145号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

掲載場所	規格（縦×横）
本庁舎エレベーター扉横の壁面	50 cm以内×70 cm以内 ※10 cm以内×70 cm以内は掲載指定部分となる
本庁舎冷水機の前面	60 cm以内×30 cm以内 ※10 cm以内×30 cm以内は掲載指定部分となる

第1号様式（第8条関係）

伊勢原市役所本庁舎内広告掲載申込書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所・所在地
 氏名・名称 印
 申込者（代表者氏名）
 （担当者名）
 電話番号
 e-mail

伊勢原市役所本庁舎内広告掲載要領第8条の規定に基づき広告を掲載したいので、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで（1年）	
掲載希望場所		
掲載規格		
掲載内容	別添のとおり	
同意事項	申込みに当たっては、伊勢原市広告事業実施要綱及び伊勢原市役所本庁舎内掲載要領の規定に同意し、その内容を遵守します。	
	伊勢原市税の滞納はありません。納税状況調査を行うことに同意します。	市記入欄
		年 月 日確認

- 添付書類
- 広告の図案及び掲載希望位置を示したもの
 - 会社又は団体の概要が分かる案内又はパンフレット
 - 住民税納税証明書（伊勢原市以外の地方公共団体に住民税を納めているものに限る。）
 - その他（ ）

第2号様式（第8条関係）

見 積 書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所・所在地
氏名・名称 ⑩
申込者（代表者氏名）
（担当者名）
電話番号
e-mail

次の金額で、関係書類を熟覧の上、伊勢原市契約規則（平成元年伊勢原市規則第11号）を遵守し見積いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 _____

- 注1 金額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入してください。
2 金額は、1つ枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。なお、金額を訂正したものは無効とします。
3 本書は、入札件名を記載した封筒に封入してください。

第3号様式（第8条関係）

伊勢原市役所本庁舎内広告掲載決定通知書

年 月 日

住所・所在地
氏名・名称
代表者氏名 様

伊勢原市長



年 月 日付けで申込みのありました施設内の広告掲載について、次のとおり通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 掲載に当たり、伊勢原市公有財産規則の規定に基づく使用許可の申請をしてください。
	<input type="checkbox"/> 掲載しません。 (理由)
広告掲載期間	
掲 載 場 所	
広 告 料	※広告料の納入通知書は、使用許可を受けた後に送付します。
財産の使用許可	広告を掲載する箇所について、伊勢原市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料を納付していただく必要があります。

(事務担当：)

第4号様式（第12条関係）

伊勢原市役所本庁舎内広告掲載取消通知書

年 月 日

住所・所在地
氏名・名称
代表者氏名 様

伊勢原市長



伊勢原市施設内への広告掲載について、次の理由により取り消しますので、伊勢原市役所本庁舎内広告掲載要領第12条の規定により通知します。

取消年月日	年 月 日
取消理由	

(事務担当：)